

平成二十三年三月八日受領
答弁第一〇八号

内閣衆質一七七第一〇八号

平成二十三年三月八日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員馳浩君提出北陸新幹線の早期の整備着工に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員馳浩君提出北陸新幹線の早期の整備着工に関する再質問に対する答弁書

一、四及び五について

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が行う新幹線鉄道の建設に関する工事に要する費用は、全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第十三条第一項及び全国新幹線鉄道整備法施行令（昭和四十五年政令第二百七十二号）第八条第一項の規定により、国及び当該新幹線鉄道の存する都道府県が二対一の割合で負担することとされており、北陸新幹線についても、これらの規定を踏まえ、機構が長野県、新潟県、富山県及び石川県との間でそれぞれ「北陸新幹線鉄道整備事業費負担金協定書」を締結しているところである。国土交通省としては、御指摘の「金沢開業に遅れが生じること」がないよう、新潟県においても他の三県と同様に、同協定書に記載されている負担金の県別負担率の改訂に係る機構の求めに適切に対応いただくとともに、負担金に係る予算について必要な措置を講じていただきたいと考えている。

二及び三について

国土交通省としては、これまでも新潟県の申入れを踏まえ、関係部局において同県と協議を行ってきた

ところであり、引き続き協議を行ってまいりたい。また、平成二十二年十二月十五日に開催された「北陸新幹線にかかる諸課題に関する沿線県知事及び関係者による会議」において、新潟県知事のみから指摘された課題が複数あったことから、津川国土交通大臣政務官より同県知事と個別に話し合う場を設けたい旨を申し出たところであり、現在、同県との間で日程調整を行っているところである。

六について

北陸新幹線に係る平成二十三年度事業費については、平成二十二年十二月二十七日に国土交通省が公表した「平成二十三年度整備新幹線事業費線区別配分」において示しているところであるが、お尋ねの点については、建設主体である機構からは、現時点では算出していないと聞いている。